

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.3

【根拠条文】 法第27条の26第21項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 山口 芳泰

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】 平成29年5月31日

【提出日】 平成29年6月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 単体株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ユニ・チャーム株式会社
証券コード	8113
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ファースト・ステート・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド（First State Investment Management (UK) Limited）
住所又は本店所在地	スコットランド、EH2 1BB、ミッドロージアン、エディンバラ、セントアンドリュースクエア23
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和45年7月3日
代表者氏名	カネッシュ・ラカーニ
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 海江田 光
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）			1,321,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			29,729
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,350,829
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,350,829
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	620,834,319
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.22
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.23

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資ファンド及び運用勘定にかかる投資運用契約に基づき、株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

2 【提出者（大量保有者） / 2】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（Colonial First State Asset Management (Australia) Limited）
住所又は本店所在地	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州、シドニー市、サセックスストリート201、グラウンドフロアー タワー1
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成17年5月10日
代表者氏名	デビッド・ディクソン
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 海江田 光
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			29,495,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 29,495,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	29,495,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	620,834,319
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.75
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.73

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資ファンド及び運用勘定にかかる投資運用契約に基づき、株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

3 【提出者(大量保有者) / 3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ファースト・ステート・インベストメンツ(香港)リミテッド(First State Investments (Hong Kong) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ワン・エクスチェンジ・スクエア25階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和62年12月22日
代表者氏名	マイケル・ステーブルトン
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 海江田 光
---------------	---

電話番号	03-6438-5511
------	--------------

(2) 【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,446,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,446,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,446,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	620,834,319
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.23
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資ファンド及び運用勘定にかかる投資運用契約に基づき、株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

4【提出者（大量保有者） / 4】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ファースト・ステート・インベストメンツ・インターナショナル・リミテッド (First State Investments International Limited)
住所又は本店所在地	スコットランド、EH2 1BB、ミッドロージアン、エディンバラ、セントアンド リュースクエア23
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和57年6月10日
代表者氏名	カネッシュ・ラカーニ
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 海江田 光
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,010,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,010,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,010,700
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	620,834,319
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.48
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.40

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資ファンド及び運用勘定にかかる投資運用契約に基づき、株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

5【提出者（大量保有者）/ 5】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ファースト・ステート・インベストメンツ（シンガポール）（First State Investments (Singapore)）
住所又は本店所在地	シンガポール、ビーチロード38、サウスビーチタワー6-11
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和44年7月11日
代表者氏名	マイケル・ステーブルトン
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 海江田 光
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,699,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,699,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,699,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	620,834,319
---------------------------------	---	-------------

上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	0.60
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	1.80

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資ファンド及び運用勘定にかかる投資運用契約に基づき、株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１）ファースト・ステート・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド（First State Investment Management (UK) Limited）
- （２）コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（Colonial First State Asset Management (Australia) Limited）
- （３）ファースト・ステート・インベストメンツ（香港）リミテッド（First State Investments (Hong Kong) Limited）
- （４）ファースト・ステート・インベストメンツ・インターナショナル・リミテッド（First State Investments International Limited）
- （５）ファースト・ステート・インベストメンツ（シンガポール）（First State Investments (Singapore)）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			38,972,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			29,729
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 39,002,229
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	39,002,229
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	620,834,319
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		6.28
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.16

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
ファースト・ステート・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド （First State Investment Management (UK) Limited）	1,350,829	0.22
コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド （Colonial First State Asset Management (Australia) Limited）	29,495,700	4.75
ファースト・ステート・インベストメンツ（香港）リミテッド （First State Investments (Hong Kong) Limited）	1,446,000	0.23
ファースト・ステート・インベストメンツ・インターナショナル・リミテッド （First State Investments International Limited）	3,010,700	0.48
ファースト・ステート・インベストメンツ（シンガポール） （First State Investments (Singapore)）	3,699,000	0.60
合計	39,002,229	6.28